

# 豊島区無電柱化推進計画

## 【概要版】



令和 2(2020)年 3 月



## 1 豊島区無電柱化推進計画策定の目的

豊島区は、国における「無電柱化の推進に関する法律」及び「無電柱化推進計画」、また、東京都における「無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化の推進に関する目標、施策、必要な事項等を取りまとめた「豊島区無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化を推進していきます。

### 【無電柱化の基本方針】

#### (1) 【防災】都市防災機能の強化

- ・災害時の電柱倒壊による道路閉塞防止
- ・電線類の被災軽減
- ・災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実



#### (2) 【安全】安全で快適な歩行者空間の確保

- ・歩行者、ベビーカー、車イス等が移動しやすい空間の確保
- ・商店街の活性化



#### (3) 【景観】良好な都市景観の創出

- ・無電柱化等により道路を生かした景観形成
- ・まちの風格・風情を感じる街並みづくり



## 2 無電柱化推進計画の期間

10年間（2020（令和2）年度から2029（令和11）年度まで）

※国及び東京都が無電柱化推進計画の更新を実施した場合は、必要に応じて、見直しや更新について検討していきます。



## 3 豊島区における無電柱化の現状

区道全体延長「283.1km」のうち、無電柱化済み延長が「約21.6km」となり、区道の無電柱化率は約7.6%となります。

【区道全体延長】  
283.1km

【無電柱化済み延長】  
約21.6km

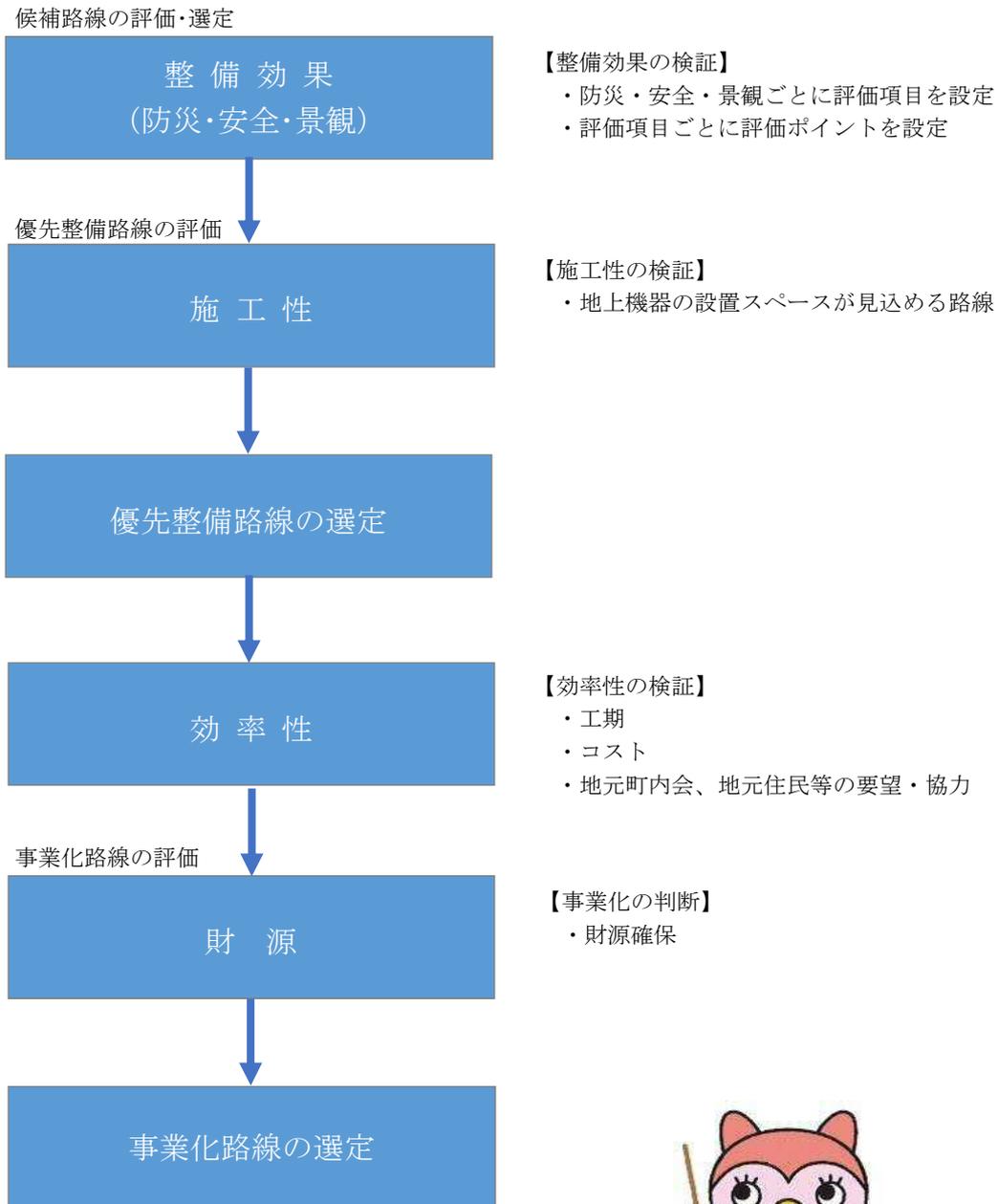
【無電柱化率】  
約7.6%

（令和2年3月末時点）

## 4 無電柱化の推進に関する目標

無電柱化の対象路線は、全ての区道とし、優先的に無電柱化整備を検討する路線を、以下のフローにより選定します。

### 【事業化路線及び優先整備路線の選定フロー】



【そめふくちゃん】

## 【事業化路線及び優先整備路線の評価項目】

### (1) 整備効果（防災・安全・景観）

基本方針（都市防災機能の強化、安全で快適な歩行者空間の確保、良好な都市景観の創出）に基づき、設定した評価項目は、以下のとおりとなります。

#### ① 防災関連（都市防災機能の強化）

- 1) 緊急輸送道路
- 2) 災害拠点病院
- 3) 避難所へのアクセス道・防災施設
- 4) 防災まちづくり

#### ② 安全関連（安全で快適な歩行者空間の確保）

- 1) 駅周辺
- 2) 庁舎周辺
- 3) 学校周辺の路線
- 4) 保育園・幼稚園・子育て支援関連施設
- 5) 公共・文化施設
- 6) 商店街
- 7) 著しく狭い道路（道路法第37条:新設電柱制限）
- 8) 特定道路
- 9) 自転車ネットワーク

#### ③ 景観関連（良好な都市景観の創出）

- 1) 景観計画に定める景観形成特別地区
- 2) ソメイヨシノ発祥の地・桜並木
- 3) 公園・児童遊園
- 4) 文化財・未来遺産・地区計画区域

### (2) 施工性

- 1) 地上機器の設置スペースが見込める路線

### (3) 効率性

- 1) [工期] 工期短縮となる方策の採用が可能となる路線
- 2) [コスト] コスト縮減となる方策の採用が可能となる路線
- 3) [地元の協力] 地元町内会、地元住民等の協力が得られる路線

### (4) 財源

優先整備路線を事業化するにあたり、財源確保の観点から整備する路線を決定していきます。

【事業化路線及び優先整備路線の一覧表】

(1) 事業化路線

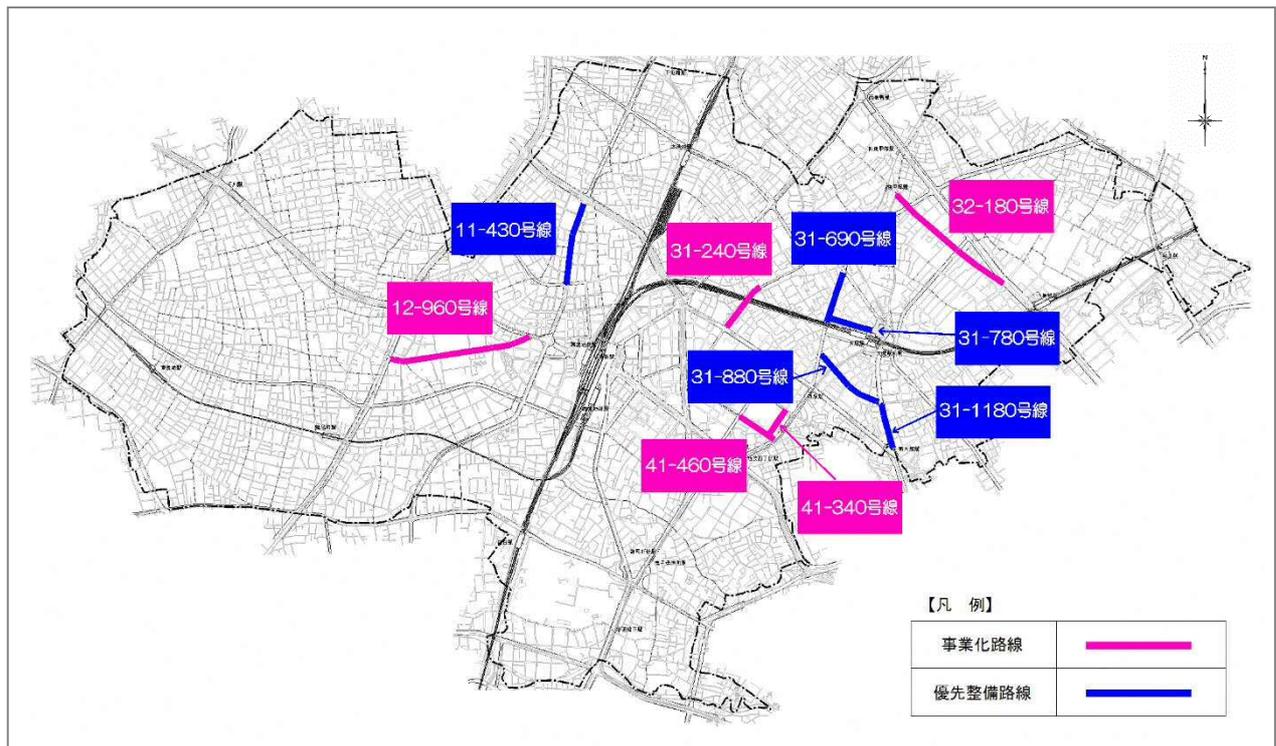
※現在、事業を実施している路線

No	道路番号	区道通称名等	整備延長	無電柱化状況
①	32-180	巣鴨地藏通り	800m	事業中(一部)
②	12-960	立教通り	812m	事業中
③	41-460	防災公園周辺	240m	事業中(一部)・済(一部)
④	41-340	防災公園周辺	180m	事業中(一部)
⑤	31-240	西巣鴨橋通り	300m	事業中(一部)

(2) 優先整備路線

No	道路番号	区道通称名等	整備延長	無電柱化状況
①	31-1180	南大塚三丁目交差点から大塚五丁目交差点付近までの通り	260m	済(一部)
②	11-430	劇場通り (首都高から池袋二丁目交差点まで)	480m	済(一部)
③	31-690	空蟬橋通り	300m	済(一部)
④	31-780	空蟬橋北交差点から大塚駅までの通り	210m	
⑤	31-880	西巣鴨中学校前の桜並木通り	430m	

【無電柱化整備路線図（事業化路線及び優先整備路線）】



## 5 無電柱化の推進に関する施策と必要な事項

### 1 都市開発諸制度等の活用

開発事業者と連携しながら、無電柱化を推進していきます。

### 2 占用制限制度の検討

国が実施している「緊急輸送道路を対象に新設電柱の占用を制限する措置」について、防災の観点から国の動向を踏まえ、適切な運用を検討します。

### 3 無電柱化の推進体制

多様な整備手法・低コスト手法の技術開発に関し、情報の共有に努め、実用化について検討を進めていきます。

### 4 無電柱化事業・工事の連携

無電柱化事業に合わせ、道路事業、地下埋設物（ガス、上下水道等）の工程調整等を行います。

### 5 他事業との連携

土地区画整理事業や市街地再開発事業、道路事業など他事業と連携して、総合的、計画的な取り組みを行っていきます。

### 6 民地等の活用

歩道幅員が2.5m未満の道路や歩道のない道路が多い区道においては、学校、公園などの公共施設の敷地や、歩道状空地、公開空地等の民地の活用を検討します。

### 7 計画の見直し

国や東京都等の関連する上位計画や関係法令の動向、多様な整備手法、低コスト手法等の技術開発状況の最新情報を踏まえ、本計画に基づき、無電柱化事業を遂行します。また、情勢の推移等により計画の見直しについて、検討を行います。



【そめふくちゃん】



---

## 豊島区無電柱化推進計画



【としまななまる】  
(豊島区PRキャラクター)

< 編集・発行 >

令和2(2020)年3月  
豊島区都市整備部道路整備課  
〒171-8422  
東京都豊島区南池袋2丁目45番1号  
電話番号：(03) 3981-1111 (代表)



【そめふくちゃん】  
(豊島区PRキャラクター)

